

市独自

7月1日(木)から
販売開始

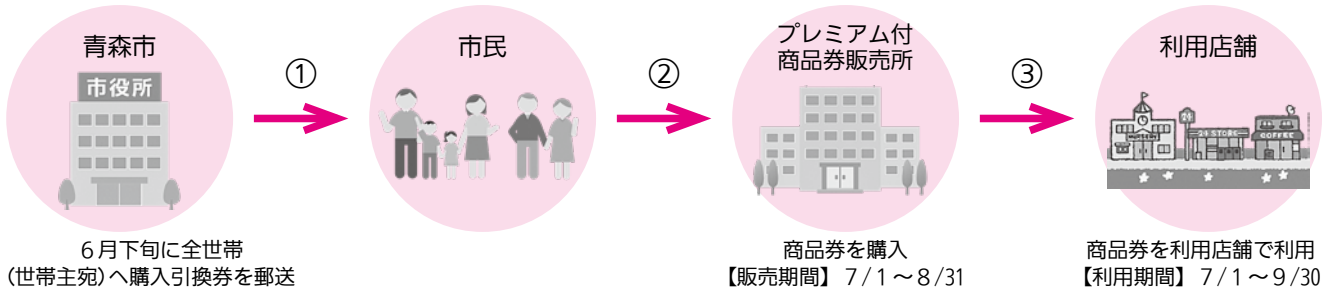
青森市プレミアム付商品券を販売します

青森市プレミアム付商品券事業実行委員会 (☎017-718-2508)

長らく新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある地域経済の回復に向け、市民の生活を応援し、市内の消費喚起に繋げるため、30%のプレミアムを付けた地域限定で利用できる商品券を販売します。

販売価格1万円に3千円のプレミアムが上乗せされた商品券は、令和3年5月1日に本市の住民基本台帳に記録されている**全市民一人1セット**購入できます。

購入に当たっては、**6月下旬**に青森市から全世帯（世帯主宛）に郵送した購入引換券及び身分証等を商品券販売所に持参し、商品券を購入してください。



◆商品券の販売期間

7月1日(木)～8月31日(火)

◆商品券の販売所

市内全ての郵便局とサンロード青森内簡易郵便局及び桜川簡易郵便局、青森県民生協市内11店舗、青森日商連、イオン青森店、イトーヨーカドー青森店、さくら野百貨店青森本店、サンロード青森、問屋町交流ストア、中三青森サテライト店、日専連ホールディングス、マエダガーラモール店、マエダストア虹ヶ丘店、マックスバリュ（幸畑店 浪打店 浜田店）、ユニバース ラ・セラ東バイパスショッピングセンター、ゆ～さ浅虫、アップルヒル、あびねす

◆商品券の購入方法

- ・青森市から全世帯（世帯主宛）へ購入引換券を郵送
 - ・1セット13,000円分（1,000円券13枚）を10,000円で購入
- ※購入引換券及び身分証等を持参し、販売所へ



1万円で13,000円分のお買い物ができるお得な商品券！

◆商品券の利用期間

7月1日(木)～9月30日(木)

◆商品券の利用店舗

商品券は、のぼりやポスターなどを掲示しているお店で利用できます。

利用店舗など、詳細はこちらから！➡



市独自



水道料金・下水道使用料等を全額免除しました

市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市民生活や事業活動への影響を軽減するため、市の緊急対策の一つとして、4月検針分（5月納付分）の1か月分の水道料金・下水道使用料等を全額免除しました。

●対象・平均免除額



一般家庭

5,953円



民間事業者

26,022円

●対象件数

◆水道料金…128,651件

◆下水道使用料・
農業集落排水施設使用料…96,435件

※すでに窓口で、4月検診分の水道料金及び下水道使用料等を納付されている場合は、5月検針分に充当しております

圏水道部営業課

(☎017-734-4281)

水道部下水道管理課

(☎017-752-0029)

水道部上下水道課（浪岡庁舎）

(☎0172-62-1143)

市独自

7月1日(木)から
受付開始

観光事業者を支援します

受付期間 7/1(木)～8/31(火)

宿泊施設へ緊急対策支援金を交付します

圏交流推進課 (☎017-734-5175)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている宿泊施設に対し、事業の継続を支援するため、青森市宿泊施設緊急対策支援金を交付します。
※対象となる宿泊施設事業者は、各団体を通して申請してください

●対象者・支援金額

令和3年4月1日時点で青森市旅館ホテル協同組合、青森市ホテル連絡協議会、浅虫温泉旅館組合に加入している宿泊施設事業者

1施設当たりの支援金額＝**3万円/100㎡×床面積(㎡)** (上限300万円、下限50万円)

※床面積は、現在市で所有する旅館台帳に掲載されている面積



民間バス事業者、タクシー・運転代行・レンタカー事業者へ緊急対策支援金を交付します

圏都市政策課 (☎017-752-8124)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている民間バス事業者、タクシー・運転代行・レンタカー事業者に対し、事業の継続を支援するため、緊急対策支援金を交付します。

※民間バス・タクシー・レンタカー事業者は各協会、運転代行事業者は各事業者が申請してください

民間バス事業者

●対象者・支援金額

令和3年4月1日時点で青森県バス協会に加入していて、青森市内に本社または営業所がある民間事業者1事業者につき

車両台数(貸切) × 10万円 (上限200万円)



タクシー・運転代行・レンタカー事業者

●対象者・支援金額

青森市内に本社または営業所のある次の事業者 ※支援金額は1事業者につき上限100万円、下限10万円

①タクシー事業者

令和3年4月1日時点で青森市タクシー協会または南黒タクシー協会のいずれかに加入している事業者

【法人】 **車両台数 × 1万円** 【個人】 **10万円**

②運転代行業者

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律による認定を受けている事業者

車両台数 × 1万円

③レンタカー事業者

令和3年4月1日時点で青森県レンタカー協会に加入している事業者

乗用車 **車両台数 × 1万円** バス **車両台数 × 10万円** (乗用車とバスの合計額で算定)

